

**東京都市計画公園の
都市計画原案に関する説明会の意見・質問要旨と回答要旨**

1 説明会の実施概要

(1) 日時

令和7年12月4日(木) 午後7時から

(2) 会場

新宿中学校

(3) 参加者数

24名

2 意見・質問の件数及び意見等への対応

意見等の件数・・・6件(6名)

| 項目 | 件数 |
|---------------|-----|
| 都市計画原案に関する意見等 | 3 件 |
| その他の意見等 | 3 件 |
| 合計 | 6 件 |

意見等への対応

| 分類 | 件数 |
|--------------------|-----|
| A 意見の趣旨を原案に反映する | 0 件 |
| B 意見の趣旨は原案の方向性と同じ | 0 件 |
| C 意見の趣旨に沿って計画を推進する | 0 件 |
| D 今後の取組の参考とする | 1 件 |
| E 意見として伺う | 1 件 |
| F 質問に回答する | 4 件 |
| G その他 | 0 件 |
| 合計 | 6 件 |

3 説明会の意見・質問要旨と回答要旨

| No. | 項目 | 意見・質問要旨 | 対応 | 回答要旨 |
|-----|--------|--|----|--|
| 1 | 都市計画原案 | <p>都市計画公園（富久公園）の計画と、都市計画道路（環状4号線）の計画が重複しているため、公園を作ると道路が作れず、その逆もしかりで、矛盾しているのはなぜか。特に公園計画が先だった場合、なぜ矛盾する道路計画が後にできたのか。</p> <p>今回都市計画公園として新たに追加決定される公園はほとんどが既存の公園であり、環状4号線の整備による余丁町児童遊園の減少分は、富久さくら公園の追加分で補われているのか。</p> | F | <p>都市計画公園（富久公園）においては、先に公園の計画が先にあり、その後に道路の計画が重ねられた経緯があります。これらはいずれも昭和20～30年代というかなり古い時代に東京都によって決定されたもので、具体的な経緯は現職員でも把握しきれていません。しかし、両計画に矛盾があることは課題として認識しています。</p> <p>考え方としては、特定の公園の減少分を別の特定の公園で補うのではなく、富久公園（当初計画約1ha）の全体面積をどのように確保するかという方針に基づいています。その結果、富久さくら公園の未整備部分などを含む新しく追加する公園群によって、当初の富久公園の面積（約1ha）をほぼ満たす形になっています。</p> <p>また、富久公園で道路により削除される部分は約900㎡弱ですが、富久さくら公園東側で新たに増える部分は約1,000㎡あり、面積的には補填されています。</p> |
| 2 | 都市計画原案 | <p>道路建設で余丁町児童遊園・富久町児童遊園の面積が大きく減少し、緑地やコミュニティの場が大幅に失われる。500m圏内で代替の公園が指定されても、生活圏内では公園が減った状態になっているのではないかと。近場で、さらなる公園の整備はできないか。</p> | D | <p>お住まいの場所によって公園が近かったり遠かったりする課題は認識していますが、住宅地内で新たな公園用地を確保することは困難な状況です。今回の計画は、富久公園と道路との重複という課題を解決するためのものであり、近傍での公園用地確保については、今後の検討課題として認識しています。</p> |
| 3 | その他 | <p>余丁町児童遊園・富久町児童遊園と環状4号線の間三角地は、公園として整備できないのか。</p> <p>富久さくら公園の間にある公道（区道）はなぜ公園として整備しないのか。</p> | F | <p>環状4号線との間三角地は、公有地でないため、現時点で都市計画公園の区域に入れることは難しい状況であると考えています。</p> <p>また、道路（区道）を公園区域にすると、その道路が行き止まり道路となり、公道として望ましくないため、道路を公園として整備するのは難しいと判断しています。</p> |
| 4 | その他 | <p>本日の議論は都市計画公園の話に限定されているのか。道路整備による交通量の増加や街並みの変化を考えると、面積を合わせるために小さな公園を点在させるのではなく、戦略的に良好なコミュニティを形成できるような公園整備を工夫すべきではないか。</p> | E | <p>本日はあくまで都市計画法上の計画変更手続きの説明会であり、道路整備後のまちづくり等については、地域住民の方々が参加される「まちづくり協議会」において、議論がなされているものと認識しています。</p> |

3 説明会の意見・質問要旨と回答要旨

| No. | 項目 | 意見・質問要旨 | 対応 | 回答要旨 |
|-----|-----|--|----|---|
| 5 | その他 | 都市計画公園の区域から除外される地域について、この除外が決定されれば、建物の階数や地階などに関する制約は解除されると考えてよいか。 | F | 今後、原案から案作成、都市計画審議会での審査を経て、年度内（来年3月）に都市計画決定・告示がなされた時点で、建物の階数や地階などに関する制限はなくなります。 |
| 6 | その他 | 道路建設によって公園から失われる区域は、これまで盆踊りなどの地域行事に使用されてきた場所である。今日の計画の話とは別だが、これらの行事の代替地や対応について、どのような検討がされているのか。 余丁町児童遊園が閉鎖されている現在、代替通路が設置されているが、案内表示が不足しており、通行者が混乱しているため、改善をお願いしたい。 | F | 余丁町児童遊園において盆踊りなどの行事が行われていることは認識しています。このため、余丁町児童遊園及び富久町児童遊園のうち道路予定地返還後の残地について、引き続き盆踊りなどの行事に利用できるよう、本年度、広場主体の公園として再整備を行っています。なお、本年度の整備は暫定的なものであり、環状4号線開通後、地域の皆さまのご意見を伺いながら、同敷地において公園の本整備を実施する予定です。 いただいたご意見については、担当部署に伝達します。 |